

公 告

このたび高松市新田町の一部の区域を受益地とする県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）新田谷池地区を事業計画概要書に基づき、県営土地改良事業として施行すべく申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記書類とともに公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月19日までに高松市農業委員会に申し出られたい。

令和8年1月6日

申請人（代表）



記

1. 公告する書類の名称

県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
新田谷池地区事業計画概要書
その他必要な事項の関係書類

2 公告期間

令和8年1月6日から 令和8年1月13日まで 8 日間

3 公告場所

高松市役所、古高松出張所